

課題② プロシーディング

－ 研究実績の記載要領の例

■ 科研費 基盤研究S 研究計画調書作成・記入要領

研究代表者・研究分担者毎に研究者調書を作成・添付

基盤研究（S）9－（1）

【令和2（2020）年度基盤研究（S）研究者調書（研究代表者）】

研究者 (代表)	(ふりがな) 氏名	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
	所属研究機関・ 部署・職	学位	

研究遂行能力及び研究環境

本欄には応募者の研究計画の実行可能性を示すため、(1)研究代表者のこれまでの研究活動、(2)研究代表者の研究環境（研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む）、(3)研究組織全体の研究環境（研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む）について、2頁以内で記述すること。

「(1)研究代表者のこれまでの研究活動」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。

(1) 研究代表者のこれまでの研究活動

※留意事項

1. 研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。
2. 研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること。
例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁数、発表年（西暦）
著書の場合はその書誌情報、など。
3. 論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。
4. 本留意事項（斜体の文書）は、研究計画調書の作成時には削除すること。

■ JST CREST 研究提案書記入要領

2020 様式 (CREST)

(CREST - 様式 2-2)

研究代表者の主要業績

○主要論文・招待講演リスト

- ・様式2-2では、主要論文・招待講演リストを、A4用紙1ページ以内(厳守)で記述してください。
(これらが遵守されていない場合、研究提案が不受理となることがあります。)
- ・文字の大きさや行間を調整していただいかまいません。
- ・主たる共同研究者のものは記入しないでください。

(1) 主要論文リスト (10 件以内)

- ・研究提案者となる研究代表者の主要論文10件以内を、様式6（業績リスト・過去の研究代表実績（研究代表者））の「1. 本研究提案に関連する主要な論文・著書等」から選択して記入してください。
- ・現在から順に発表年次を過去に遡って記述してください。
記述にあたっては、行順に連番を付けてください。
- ・論文の記載項目は以下の通りとしてください(著書の場合はこれに準じてください)。
項目順は自由です。

【記載項目】

著者(著者は全て記入してください。また、研究代表者に下線を引いてください。)、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年

■ JST さきがけ 研究提案書記入要領

2020 様式 (さきがけ)

(さきがけ - 様式 2-2)

研究提案者の主要業績

○研究提案者の主要業績

- ・様式2-2では、主要論文・招待講演リストを、A4用紙1ページ以内(厳守)で記述してください。
(遵守されていない場合、研究提案が不受理となることがあります。)
- ・文字の大きさや行間を調整していただいかまいません。

(1) 主要論文リスト (5 件以内)

- ・研究提案者の主要論文5件以内を、様式4（業績リスト・過去の研究代表実績）の「1. 主要な論文・著書等」から選択して記入してください。
- ・現在から順に発表年次を過去に遡って記述してください。
記述にあたっては、行順に連番を付けてください。
- ・論文の記載項目は以下の通りとしてください(著書の場合はこれに準じてください)。項目順は自由です。

【記載項目】

著者(著者は全て記入してください。また、提案者に下線を引いてください。)、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年

課題② プロシーディング － 研究実績の記載要領の例

(参考) 関連動向(科研費における議論)

研究計画調書の変更(研究業績欄)について①

公募
関係

研究計画調書に記載する研究業績については、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているか確認するためのものであることを明確化するため、審議会等による議論を経て、平成31(2019)年度公募より、基盤研究等における研究計画調書の「**研究代表者および研究分担者の研究業績**」欄を「**応募者の研究遂行能力及び研究環境**」欄に変更

しかしながら、

平成31(2019)年度の応募・審査時において、当該変更を受け、一部の研究者等の間で研究計画調書に「**研究業績を書けなくなった**」、「**研究業績を書かなくてよかった**」など、誤った認識として捉えられている事例もあり、変更の趣旨が十分に伝わっていない点も見受けられました。

そのため、

令和2(2020)年度公募においては、**変更の趣旨を改めて周知するとともに、当該欄に論文等の研究業績を書くことができることを明確にし、論文を引用する場合の記載方法の例を研究計画調書の留意事項に記載しています。**

研究計画調書の変更(研究業績欄)について③

公尊
関係

【科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会等における議論の概要】

(問題意識等)

- 「研究業績」欄に必ずしも研究課題とは関係のない業績を不必要に連ねたりする可能性など、審議過程において応募、審査の本来の在り方を歪めかねない実態があるのではないか。
- 「研究業績」欄が、応募者にとって「できるだけ多くの業績でスペースを埋めなければ審査において不利になるのではないか。」といった誤った認識を与えている可能性があるのではないか。
- 研究代表者及び研究分担者の分担内容に応じた研究遂行能力を評価するために研究業績等の確認は必要だが、研究業績等の「書かせ方」については一考の余地がある。
- 科研費の審査に関し、あたかも業績偏重主義であるかのような認識を応募者その他に与える可能性については、できるだけ是正を試みるべきであり、そのための工夫を考慮する必要がある。
- 「研究業績」欄を引き続き活用する場合にあっては、応募者が研究遂行能力の評価に必要な情報を適切に記載できるような配慮が必要。(単に「欄を埋める」ことが重要であるかのような印象を払拭する必要がある。)
- 研究業績等による研究遂行能力の評価について、応募者、審査担当者の双方に正しい認識を醸成するよう努めることが必要。

(研究計画調書の変更に当たっての基本的な考え方等)

- 科研費の審査は、研究代表者から提案された研究課題について、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究課題を選定することとしている。
- 研究計画調書における研究業績の位置付けは、研究計画調書に記載された研究を遂行するに当たり、実行可能性を判断するためのもの。
- これらの趣旨を踏まえ、研究業績の取扱いについては、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているかを確認するものであることを明確化する。

※下線は事務局にて付記したものを。